

マイナンバーカードの申請はお早めに！



市役所にマイナンバーカードの申請のための特別ブースを設置しています！市では来年2月まで、マイナンバーカードの受け取り日時を拡大し、通常よりも受け取りやすくなっています。この機会にぜひ申請してください。

📅 12月28日(水)まで

📍 市役所1階 総合案内横

📄 マイナンバーカード交付申請書を持参(無くても申請可)

全国各地の携帯ショップでも、持ち物不要でマイナンバーカードの申請ができます。

📖 【カードの申請について】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

【マイナンバーカードに関すること】

市民課(1階)

☎ 561-2344、☎ 561-2492

マイナンバーカードを取得してマイナポイントゲット！

12月末までにマイナンバーカードを新規申請した人を対象に、最大20,000円分のマイナポイントが付与されます。マイナポイントの申込期限は、来年2月末までです。カードの受け取りは、申請後1~2カ月かかりますので、申請がまだの方は12月末までにお急ぎください。詳しくは、総務省ホームページ「マイナポイント事業」をご確認ください。



📖 【マイナポイント事業について】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

【マイナポイント申し込みの支援について】

経営戦略課(7階)

☎ 561-2326、☎ 561-2489



年末年始のごみの収集・持ち込み

■焼却ごみ類の収集

収集日	収集地区
12月29日(木)	草津A、草津B、大路B、矢倉A、矢倉B、老上A、老上B、山田A、山田B、上笠、笠縫A
12月30日(金)	志津A、志津B、大路A、渋川、玉川A、玉川B、笠山、笠縫B、平井、常盤

年末年始は特別体制で収集を行うため、普段と収集時間が大きく異なることがあります。ごみは当日の朝6:00~8:00の間に、必ずごみ集積所へ出してください。

■来年1月の粗大ごみ戸別収集の申込締切日の変更

来年1月4日(水)~10日(火)の粗大ごみの戸別収集は、一部の収集地区で申込締切日が通常と異なるので、注意してください。

●締切日変更地区

粗大ごみ収集地区	収集日	申込締切日時
玉川B、笠山	来年1月4日(水)	12月21日(水)
玉川A	5日(木)	12月22日(木)
老上A、老上B	6日(金)	12月23日(金) 17:15
志津A、志津B	9日(月-祝)	12月26日(月)
矢倉A、矢倉B、山田A	10日(火)	12月27日(火)

※来年1月11日(水)の収集は、通常どおり収集日の7日前が締め切りです。自身の収集地区は「草津市ごみカレンダー」表の右上を確認してください

■年末年始のごみの持込申請締切日の変更

年末年始のごみの持込は、申請締切日が通常と異なるので、注意してください。

持込日	申請締切日		
	インターネット	電話	時間
12月28日(水)	12月23日(金)	12月26日(月)	締切日の17:15まで
12月29日(木)	12月26日(月)	12月27日(火)	
12月30日(金)			
来年1月4日(水)	12月27日(火)	12月28日(水)	
1月5日(木)	12月28日(水)	来年1月4日(水)	
1月6日(金)	12月28日(水)	来年1月4日(水)	

インターネットからの申し込みはこちら(24時間受付)



📞【粗大ごみコールセンター】☎561-2300(平日8:30~17:15)

【持込事前申請コールセンター】☎516-4030(平日8:30~17:15)

📍 資源循環推進課(馬場町、クリーンセンター内) ☎562-6361、☎566-1694

草津市のできごとを紹介します。

やっぱり草津がいい

まちのできごと

矢橋帰帆島(矢橋町)周辺の間水路でカヌー体験イベントを開催！

10月、草津市版地域再生計画に基づく矢橋帰帆島と中間水路の利活用を検討する社会実験の一環として、老上西学区まちづくり協議会・立命館大学主催のカヌー体験とミニマルシェが開催されました。当日は、親子で中間水路をカヌーで楽しく進む姿がみられ、活気ある素敵なイベントとなりました。



📍 都市地域戦略課(4階)

☎561-6802、☎561-2486

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？



国民年金は、老後やもしもの時の大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の老齢年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金までもが受け取れなくなることがあります。国民年金保険料は納期までに納めましょう。

📍 日本年金機構 草津年金事務所

国民年金課(西渋川一)

☎567-2220、☎562-9638

保険年金課(1階)

☎561-2367、☎561-2480

65歳以上の人の所得税、市県民税の障害者控除



身体障害者手帳などを持っていない65歳以上で、次のいずれかに該当する人は、税の障害者控除の対象になる場合があります。

- ・介護認定が要介護1以上の人で、身体障害者(6級以上)・知的障害者(軽度以上)の状態に準ずる人
- ・6カ月以上歩くことができないか、座位が保てない状態の人(本人の状態により対象にならない場合があります)

税申告の際は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。令和4年分の確定申告に提示される場合は、早めに認定手続きをしてください。すでに「障害者控除対象者認定書」を持っていて、状態が変わっていない場合は、手続きは不要です。

📍 申・問 長寿いきがい課(1階)

☎561-2362、☎561-2480

就学援助費(入学準備金)を3月に支給します

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費など就学に必要な費用を援助しています。詳しくは、12月15日(木)から市ホームページで公開しますので、ご覧になるか、お問い合わせください。

📍 対 来年4月に小学1年生、中学1年生になる子どもの保護者

📍 他 今回未申請の場合、来年4月17日(月)までに申請し、審査後認定した人には7月に支給します

📍 申 来年1月4日(水)~31日(火)(必着) 申・問 学校教育課(6階) ☎561-2421、☎561-2488

12月は県内共通の「ストップ滞納!!強化月間」です納め忘れはありませんか



市税・国民健康保険税を未納のまま放置すると、預貯金や不動産などの財産が差し押さえられる場合があります。納め忘れがないか確認をお願いします。

行政サービスの財源

市税・国民健康保険税は福祉や教育、まちづくりなど、暮らしを支える大切な財源です。税の滞納は、納期を守って納税している人との公平性を欠くだけでなく、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下にもつながります。市では、納付していない人に対して、早い時期に文書でお知らせしています。それでも納付がない場合は、財産調査などを行い、滞納処分*を行います。

※滞納になっている市税・国民健康保険税を強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押さえて換価し、滞納市税・国民健康保険税に充当して完納させる一連の手続きのこと

滞納処分の対象となる財産

- 債権 預貯金、給与、生命保険、国税還付金、賃料など
- 動産 絵画、自動車、バイク、テレビ、ブルーレイレコーダーなど
- 不動産 土地、建物

便利な口座振替(自動払込)を！

金融機関などに出かける手間が省け、納付書の紛失や納め忘れの心配がありません。口座振替の申し込みは、納税課窓口か、市内の金融機関で手続きできます。通帳等口座番号や支店名の分かるもの、金融機関届出印を持参してください。

📍 問【市税】納税課(1階) ☎561-6541、☎561-2479

【県税】県南部県税事務所(草津三) ☎567-5406、☎566-0439

納付が困難な時は...

病気や失業、災害、事業の廃止などのやむを得ない事情があるときや、多重債務などで納期内の納付が困難な場合は放置せず、早めに相談してください。

●納期限までに納付がない場合

①納期限後、20日以内に督促状を発送

②金融機関や勤務先、取引先、官公庁などへ財産調査

③滞納処分

納付についての相談なく、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日に納付しない場合、法律に基づいて市税・国民健康保険税を強制的に徴収するため滞納者の財産を差し押さえます。滞納額が少額であっても、差し押さえの対象から除外されません

④換価処分
差し押さえた債権等の財産は換価し、滞納している税金に充当します

令和3年度 市税・国民健康保険税(現年)収納率 98.85%

●令和3年度 滞納処分(差押)状況

種類	件数
預貯金	403件
給与	41件
国税還付金	5件
生命保険	41件
その他債権	2件
不動産	26件
動産	26件
計	518件

